

議案第 6 0 号

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

路線の廃止に伴う改正

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市地域公共交通事業に関する条例（平成27年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表定時定路線型の部路線の名称の欄中「、月ヶ瀬線」を削る。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

飛騨市地域公共交通事業に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)				第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)			
第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。				第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。			
バス等の区分		路線の名称		バス等の区分		路線の名称	
定時定路線型	コミュニティバス	畦畑線、太江線	古川町内	定時定路線型	コミュニティバス	畦畑線、太江線	古川町内
		桃源郷線、月ヶ瀬線	古川町内			桃源郷線	古川町内
			河合町内				河合町内
		稲越線	河合町内			稲越線	河合町内
		宮川線	古川町内			宮川線	古川町内
			宮川町内(角川駅を含む。)				宮川町内(角川駅を含む。)
		かみおか循環線	神岡町内			かみおか循環線	神岡町内
デマンド型の部 略				デマンド型の部 略			
2 略				2 略			
以下 略				以下 略			

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	路線の廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	【改正の趣旨及び内容】 令和８年８月25日に開催された令和８年度第２回飛騨市公共交通会議において、月ヶ瀬線の廃止が承認された。これに伴い、所要の改正を行うもの。 （第３条関係）
市民への影響等	【市民への影響】 月ヶ瀬線は、運転手不足により令和８年２月から全便臨時運休としている。運休後に市民からの苦情は特になく、沿線地域の全世帯を対象としたアンケート結果においても廃止について特に問題ないことを確認している。加えて、廃止に伴う代替交通として河合宮川乗合タクシーの運行時間を延長することで、市民の交通利便性を確保することとした。
施行日	令和８年10月１日
備考	